

FAQ

「COVID-19を受けた途上国における民間技術の活用可能性に係る情報収集・確認調査」実施に向けた民間企業製品の募集

No	分類	質問	回答
①中小企業・SDGsビジネス支援事業との関係及び実施体制について			
1	両事業・調査の違い	中小企業・SDGsビジネス支援事業との違いは何か？	本調査は、対象国におけるCOVID-19の感染拡大状況及び社会・経済構造の変化に係る情報を収集・分析したうえで、ご提案いただいた製品・技術のODA事業への導入可能性を緊急的に検討することを目的としています。中小企業・SDGsビジネス支援事業と違い個別具体的なビジネスプラン策定をご支援するものではありませんのでご注意ください。
2	両事業・調査への応募	2020年第1回中小企業・SDGsビジネス支援事業と本調査の両方に応募することはできるか	両方に応募いただけます。ただ、2020年第1回の中小企業・SDGsビジネス支援事業と本調査は調査内容が異なりますのでその点にご留意ください。
3	両事業・調査への応募	2020年第1回の中小企業・SDGsビジネス支援事業と本調査が両方採択になった場合、本調査は不採択となるのか？どちらも並行して実施出来るのか？	2020年第1回の中小企業・SDGsビジネス支援事業調査と本調査は内容が重複しないため、両方に採択される可能性はあります。
4	両事業・調査への応募	2020年度第1回中小企業・SDGsビジネス支援事業に応募している技術・サービスも対象となりますでしょうか？	2020年第1回公示に応募いただいている製品と同じ製品をご提案いただくことは可能です。2019年第二回公示以前に採択になっている製品は、本応募の対象外となります。
5	両事業・調査への応募	2020年度第1回のSDGsビジネス支援事業に応募していてもこちらの調査にも応募可能とのことですが、ビジネス支援事業の採択に影響はありますか？	影響はありません。
6	両事業・調査への応募	中小企業・SDGsビジネス支援事業に応募中の技術と同じでも、用途としてCOVID-19対策にも役立つのであれば、応募は可能でしょうか？	過去に中小企業・SDGsビジネス支援事業に採択実績がなければ本調査へご募集可能です。
7	応募製品・技術	民間連携事業で採択された実績のある技術と、同一ではありませんが関連する技術を、新たにCOVID-19対策に向け応募することは可能でしょうか？	「関連する技術」の用途や機能が以前民間連携事業で採択された実績のある技術と異なればご応募資格を有しますが、客観的にも同一と判断される場合は、選定外とさせていただく可能性もございます。予めご了承ください。
8	両事業・調査への応募	民間連携普及促進事業に過去応募した技術・製品では応募不可とのことですが、今回応募する技術・製品を今後の民間技術普及促進事業に応募することは可能でしょうか？	今回の調査に応募された場合でも、2020年第二回以降の「中小企業・SDGsビジネス支援事業」に応募いただくことは可能です。
9	両事業・調査への応募	過去に案件化調査事業、普及実証事業に採択されました。応募資格はありますか？	過去にJICA民間提案型事業に採択された企業様はご応募頂けません。ただし、過去に採択された案件において対象とした製品・技術とは異なる製品・技術を提案する場合は応募可能です。
10	両事業・調査への応募	本件に採択された場合でもJICA事業に申請する義務はないということでしょうか？	本調査の製品・技術の募集に採択されたことにより、JICA中小企業・SDGsビジネス支援事業へご応募する義務は発生しません。
11	両事業・調査への応募	今回の情報収集・確認調査に採択された企業は、将来公示がある中小企業・SDGsビジネス支援事業への応募は可能でしょうか？	今回の情報収集・確認調査で採択された企業様は、将来公示される中小企業・SDGsビジネス支援事業にご応募いただけます。
12	過去の採択経験	過去の中小企業・SDGsビジネス支援事業に採択経験がある場合でも、今回の調査に応募できるか？	調査に参画いただく本邦企業は、過去にJICAの民間提案型事業に採択された実績のない企業様を対象としていますので、過去にJICAの民間提案型事業に採択された実績がある企業様につきましては、本調査へのご応募はできません。但し、対象となる製品・技術が異なる場合は応募可能です。
13	過去の採択経験	外部人材は「採択経験」に含まれますか？	過去に提案法人となられた企業様の外部人材だった、という意味かと思われませんが、その時の製品は当時の提案法人の製品だと思われるので、異なる製品技術での応募でしたら応募は可能です。
14	過去の採択経験	提案予定の製品(装置)は普及実証事業、案件化調査事業に採択された装置の仕様が異なり、原料は同じですが、製造物が異なります。この場合、採択された装置に該当するのでしょうか？	ご提案予定の装置が、以前普及・実証ビジネス化事業、案件化調査に採択された装置と、機能・用途が違う場合は別の製品として判断致します。他方で、客観的にも同装置と機能・用途が同一であると判断される場合は、選定の対象外となる可能性がある点を予めご了承ください。
15	過去の採択経験	過去に採択実績のある製品・技術については応募不可である理由をご教示頂けませんでしょうか？	本調査は、新たに調査を必要とする技術等を優先し、既に調査・実証した実績のある製品・技術は今回は対象外としております。

②選定基準・選定方法について			
16	選定基準	募集された技術は、どのような基準において選定されるか？	JICAがODA事業への導入可能性に鑑みて選定するため、選定基準を事前に公表することはできません。
17	対象国	対象国と候補技術の組み合わせが大体決まっているようですが、これは完全に適合していないと応募は難しいでしょうか。例えば、候補技術は適合しているが、提案企業側は貴機構の挙げられている候補国の隣国を対象としている場合は、採択の可能性はありますでしょうか。	製品・技術の調査対象国での活用場面に係る仮説はお伺いしますが、ご応募時点で対象国のニーズとの適合性は求めておりません。調査はJICAが指定する対象国で実施致します。製品・技術のご提案企業様は調査対象国をご指定いただくことはできません。
18	対象国	COVID-19を受けた途上国は他にもあるかと思いますが、調査対象国として、これらの国を選定された理由を教えてください。	JICAがこれまで実施してきた中小企業・SDGsビジネス支援事業における国別の採択件数及びODA実施規模を総合的に勘案して決定しました。
③調査内容／依頼される業務内容について			
19	対象国	現段階で海外進出を想定している国があるが、調査対象国を指定することはできるか？	本件はご提案いただく技術・製品のODA事業への導入可能性を検討させていただくことが主目的であるため、ODA事業への導入可能性の高い国をJICAが調査対象国を選定させていただきます。よって、企業様から調査対象国を指定いただくことはできません。
20	調査内容・実施体制	調査内容や実施体制について要望に応じてもらうことはできるか？	本調査の調査内容及び実施体制について、企業様からのご要望に合わせることはできません。JICAが指定した業務内容に沿ってコンサルタントが調査を実施します。
21	調査実施するコンサルタント	コンサルタントについてはどのように決まるのでしょうか？	本製品・技術の募集とは別途、JICAは本調査の実施を担われるコンサルタントを募集しております。競争的な調達手続きを経て四つの分野毎に選定されることになります。
22	調査実施するコンサルタント	類似のテーマで複数企業が応募する場合、一社毎に別々のコンサルタントが調査されるのか、一社のコンサルタントがまとめて調査されるのかご教示ください。	4つの分野に各々コンサルタントチームが組織され、同一分野内の企業様の調査は同一のコンサルタントチームが行います。一社で複数の分野へ異なる製品・技術を応募されいづれも採択された場合、別々のコンサルタントによる調査結果をお届けすることになります。但し、同一のコンサルタントが複数分野の調査を受託された場合、同一のコンサルタントが調査を担う可能性があります。
23	調査内容・実施体制	製品・技術の提案企業とJICAの間で契約締結、署名行為は生じるのでしょうか？	調査の実施にあたり、両者で確認しておくべき事項等を文書による取り交わしを含めて、相談させていただく予定です。
24	調査・報告書内容	本調査に採択された場合、どのような業務を依頼されるか？	主に、ご提案技術の情報開示のためのコンサルタント会社との打ち合わせ参加や、本調査終了時に開催する調査結果報告公開セミナーへのご参加をお願いします。
25	調査・報告書内容	調査報告書は、どのような形式になるのでしょうか？	ご提案企業様にお届けする個別報告書ではCOVID-19を受けて調査対象国で生じている分野別の業界環境とニーズの変化、製品・技術の特性を踏まえた調査対象国における製品・技術の導入可能性についてご報告します。
26	調査・報告書内容	調査とは、コンサルタントからのヒアリングを3回ほど受けることで、報告とはコンサルタントがまとめたレポートという事でしょうか？もしそうであるとするならば、最終の成果は何でしょうか？	調査とはコンサルタントによる調査対象国及びご応募の製品・技術に関する情報収集と分析を指します。報告とはコンサルタントによる調査結果の報告を指しており、最終の成果は個別企業様向けの製品・技術の特性を踏まえた調査対象国に対する導入可能性に係る報告（2021年3月頃を想定）となります。
27	調査・報告書内容	・提案候補の製品に関するニーズ調査内容（どのような調査をするか？）について企業の希望は受け容れられますか？ ・提案製品等に係る調査に当該国の法規制登録制度等の調査も含むことは可能でしょうか？ ・家畜飼料やサプリメントでの申請を検討していますが、対象国での利用許可等についても調査していただくと考えてよいでしょうか。	JICAが調査を委託するコンサルタント会社が、収集すべき情報について製品・技術の提案企業様にヒアリングを実施し、ヒアリング結果を踏まえ、JICAが業務指示を行う範囲内で情報収集を行う計画です。他方で、応募企業様の全てのご要望に沿った調査とならない可能性があることを予めご了解ください。
28	調査・報告書内容	報告書は、応募企業のみ提供され、一般に公開されないのでしょうか？	応募企業様に提供する「個別報告書」は非公開とし対外公開致しません。他方、対象国におけるCOVID-19感染拡大状況や分野毎の業界ニーズ変化等に係る調査結果については、セミナー等を通じて一般公開する予定です。
29	調査・報告書内容	製品を現地で使用していただくなどの実証実験はするのでしょうか？	本情報収集・確認調査には、現地での実証実験は含まれません。
30	調査・報告書内容	募集要項のフローチャート④で、ODA事業への民間技術の活用可能性を検討とありますが、これはコンサルタントの見解でしょうか、それともJICAとの共通見解となるのでしょうか。	コンサルタントの見解を踏まえJICAとして調査結果を取りまとめます。他方、調査結果はODA事業での活用を確約するものではありませんので、この点予めご了解ください。

31	調査・報告書内容	コンサルタントが作成される個別報告書で、個別製品・サービスの活用をご報告いただけるという理解ですが、その活用は、あくまでODA事業の中ということですか？または、コマーシャルベースの活用の可能性もご報告いただけるのでしょうか。	調査結果を元にODA事業での活用可能性を検討したうえで、官需・民需を含めた他の活用可能性についても調査の上、報告します。
32	調査・報告書内容	今回の調査目的は「ODA案件の導入可能性の検討」とのことですが、「ODA」とは二国間援助の円借款・無償資金協力・技術協力を対象としているという理解で合ってますでしょうか。あるいは、多国間援助（国際機関経由のODA）についても対象となりますでしょうか。 今回の調査対象製品として「販売実績があるもの」が指定されていますが、調査結果にもとづき、実証ではなく、円借款・無償資金協力・技術協力の導入を想定されていますでしょうか。	ODA事業（提案型事業を含む）は特にスキームを区別することは考えておらず、また官需民需を含めて情報を収集する予定です。 あくまで既に販売実績のある（つまりは、その効果や効能が実証されている）製品・技術が対象となります。効果や効能について実証されていない製品・技術は対象外となります。
④応募資格について			
33	企業規模	大企業も応募資格はあるか？	はい、中小企業様のみならず大企業様もご応募いただけます。
34	企業規模	ベンチャー企業でも応募できるか？	はい、ベンチャー企業様もご応募いただけます。但し、ご提案製品・技術は販売実績があることが条件になっておりますので、この点ご留意をお願いします。
35	2社以上共同提案	2社共同で事業を行っている場合、JVでの応募は可能でしょうか？	一社が代表して応募してください。報告書は二社で共有をお願いします。
36	2社以上共同提案	現在、あるベンチャー企業と一緒に事業を行っています。製品と技術は当該ベンチャーの所有ですが、普及と販売を共同で実施しています。そこで今回の応募では当該ベンチャーと弊社の共同企業体で応募したいのですが、可能でしょうか？	2社協働でソリューションを提供される場合は、1社が代表してご応募ください。今回のご相談いただいたケースにおいて、貴社が代表となりご応募いただくことは可能です。
37	製品・技術・サービス	普及実証事業で提案している一連のシステムの一部分を切り取って本調査に応募することは可能か？	いいえ、ご応募いただけません。「普及実証事業で提案している一連のシステムの一部」は「過去に採択された案件において対象とした製品・技術とは異なる製品・技術」と判断することは困難であり、同一製品・技術と判断します。
38	製品・技術・サービス	商品・サービスが現時点で、日本語版しかなく、今後、英語や多言語対応する予定の製品も対象になりますか。	商品・サービスの言語対応は応募資格に含まれておりません。従いまして、募集要項の5.応募資格を満たすご提案は、今後英語や多言語化する予定の商品も含めご応募資格を有します。
39	製品・技術・サービス	提案製品については、密接に関連する複数製品でパッケージしての調査依頼は可能でしょうか？	複数一つにまとめたソリューションであるということでしたら、パッケージでご応募ください。その場合、製品の概要に関する説明、写真等をPDFをアップロードしてください。
40	製品・技術・サービス	弊社は製造メーカーですが、異業種製品の輸出も商社活動として行っております。弊社製のものにつきましては、昨年度、プロジェクトに採択頂きました。今回は別の製品での申請を検討しております。自社製造品でないこういったケースでも応募は可能でしょうか？	当該製品のメーカーの了解を得たうえで応募ください。メーカーとご応募企業との当該製品に関する権利・義務関係を明確にご説明いただくようお願い致します。
41	製品・技術・サービス	販売実績のあることとありますが、無償で提供しているサービスも実績とみなされるのでしょうか？	無償で提供したサービスは販売実績とみなされません。
42	製品・技術・サービス	いわゆる「〇〇業務システム」と言われるような、システムでの応募を考えておりますが、これも製品・技術として採用検討対象に入りますでしょうか。	システムは対象外とはしていませんので、4分野で合致するものがあれば、分野を選択して応募が可能です。
43	製品・技術・サービス	応募する製品は当社の製品でないとダメでしょうか。例えば当社が海外展開の商権を持っているような他社の製品は対象となりますでしょうか。	他社の製品を応募される場合、当該製品のメーカーの了解を得たうえで応募ください。メーカーとご応募企業との当該製品に関する権利・義務関係を明確にご説明いただくようお願い致します。
44	製品・技術・サービス	対象となる製品・サービス・技術は、販売実績があるものとのことですが、「展開実績のある教育コンテンツサービスをカスタマイズして製作する未発売のサービス」というのは対象になりますでしょうか？	ご提案技術・製品の元となる製品・サービス・技術は販売実績として認識させていただきます。従って、展開実績のある教育コンテンツサービスをカスタマイズして制作する未発売のサービスは応募資格を有します。なお、ご応募の際には、カスタマイズ前の製品・サービス・技術に係る販売実績に係る情報をご提供ください。

45	製品・技術・サービス	応募資格の4つ目に「提案製品・技術に販売実績があること。」とございます。 今回提案させて頂きたい商品がスマートフォン向けアプリで、販売を行うものではなく、アプリを無料で提供するものです。(その後広告費等で収益をあげるものです。) 現在●国で10万ダウンロードの実績がございますが、これを実績として応募することで問題ないでしょうか。	販売実績はないが無償で提供され実社会で活用された実績があるものについては、ご提案の製品・技術の機能・効能が既に実証・確立(研究・開発の段階を終えて機能・効能の発現が実証)されていて、かつ提案法人が同製品・技術の所有/使用権を有しているということであれば、本件への応募が可能です。そのような製品・技術をご提案いただく場合には、研究・開発段階を終えていること及び提案法人が同製品・技術の所有/使用権を有していることについての根拠情報も併せてご提供いただきますようお願いいたします。
46	販売実績	(4) 提案製品・技術に販売実績があること。の「販売実績」とは日本国内外問わず実績があればよいでしょうか。	国内外問いません。
47	販売実績	販売実績が無いとダメとの理解よろしいでしょうか?	販売実績が必要となります。
48	販売実績	本スキームは、主には日本企業の製品・技術をCOVID-19後の途上国のニーズに活用できないか、という観点での調査スキームと理解しますが、例えば日本企業が出資する海外企業の製品・技術も対象になりますでしょうか?	ご理解のとおり、日本企業の製品・技術をCOVID-19後の途上国のニーズに活用することが本調査の趣旨のため、日本企業が出資する海外企業の製品・技術は対象とはなりません。
49	販売実績	補助金での実証や無償譲渡も販売実績に含まれますでしょうか。	補助金での実証や無償譲渡は販売実績に含まれません。
50	販売実績	提案製品がA、B、Cで構成されておりますが、A、B単体では販売実績多数あり、Cは販売実績なし、A/B/Cの提案システムとして販売実績なし となります。 これは販売実績ありと認められますでしょうか。	「A/B/Cの提案システムとして販売実績がないもの」であっても、①A、B、Cの製品・技術それぞれに個別の販売実績があり、②これらを組み合わせた提案システムの機能・効能が既に実証・確立(研究・開発の段階を終えて機能・効能の発現が実証)されていて、かつ③提案法人が同提案システムの所有/使用権を有している場合は、本件への応募が可能です。そのような製品・技術をご提案いただく場合には、研究・開発段階を終えていること及び提案法人が同提案システムの所有/使用権を有していることについての根拠情報も併せてご提供いただきますようお願いいたします。
⑤応募方法について			
51	複数応募	提案技術・製品について、複数個ある場合も全部で300字以内となるでしょうか。応募自体を技術・製品毎に複数回行うことになるでしょうか。	複数の製品・技術を組み合わせると一つのソリューションとして提供される場合はまとめてご応募下さい。別々の製品・技術を別々のソリューションとして提供される場合は、製品・技術毎に分けてご応募ください。
52	複数応募	応募できるのは一つの製品のみですか?今回候補に挙がっているそれぞれの国によって対応する製品を別個に応募させて頂く事は可能ですか?	可能です。お持ちの製品が、調査趣旨に該当する場合、複数応募は可です。
53	複数応募	品目名は同じですが、機能が異なる製品が多々あります。応募に際しては1つの製品に絞り込まないといけませんか?	機能用途が異なる場合は別の製品と判断します。該当する場合は別の製品としてご応募ください。
54	複数応募	当社として複数の製品を提案させて頂くことは可能でしょうか。複数製品の提案が可能の場合、それぞれの営業部からの申請で問題ないでしょうか(応募IDを営業部ごとに取得することを予定しております)。	複数の製品・技術をご応募いただくことは可能です。それぞれの営業部様からご応募いただくことで問題ございません。
55	対象分野	保健医療分野の感染症対策強化に関連する製品を検討しておりますが、診断・治療に限定されますか?消毒関連品は対象になりますか?	保健医療分野における製品・技術の提案については、診断・治療のみに限定されません。COVID-19下の途上国において保健医療分野で現地の課題解決に資する可能性のある製品・技術は対象となります。
56	WEBフォーム	WEBフォーム画面には国を選択する欄が無かったが、全ての対象国における調査となるのか?	原則として全調査対象国で基礎的な情報収集を行います。その上で、各企業様の製品・技術の内容と現地ニーズを踏まえ、国によって調査の内容が異なる可能性があります。
57	添付する写真	技術については写真撮影は難しいと思いますが、その技術が採用されている製品の写真でもよいのでしょうか。	技術が活用されている具体的なものをお願い致します。その場合、採用された製品のどの部分をご提案の技術かが分かるよう明示願います。
58	応募内容修正	既に応募登録しておりますが、内容の修正変更は可能でしょうか?	ご提出後の登録内容の修正は可能です。 ※募集説明会では「一時保存は可能ですが、修正は不可です。」と回答しましたが誤りでしたのでお詫び申し上げます。
59	添付する写真	応募書類の製品・サービスの写真に、フローチャートや概念図を含めることはできますでしょうか?	制限はありません。パンフレット等の提出をPDF等でアップロードすることが可能です。
60	応募方法	応募方法についてIDの取得が必要とのことですが、IDの取得も募集期限の7月27日までとの理解でよろしいでしょうか?	IDの取得は応募期限の7/27正午まで可能ですが、応募フォームへの入力時間も勘案し、余裕をもってお申込みください。
⑥その他			
61	資料	募集説明会の資料は入手可能でしょうか?その場合の方法をご教示下さい。	資料はJICA民間連携事業部ウェブサイトで公開致しました。 https://www.jica.go.jp/priv_partner/information/event/2020/ku57pq00002mawyq-att/20200703_01_01.pdf
62	採択件数	採択予定の件数を教えてください。	各分野10製品・技術×4分野で40件の予定です。